

京都市青少年活動センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市規則第175号

京都市青少年活動センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市青少年活動センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表照明設備の項中「1,000円」を「1,020円」に、「2,100円」を「2,160円」に改め、同表備考2中「100円」を「10円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課)